

千葉市立海浜病院 手術室運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院における手術室の円滑な運営を図るため、千葉市立海浜病院手術室運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務及び会議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 手術室の効率的運営に関すること。
- (2) 手術用医療機器に関すること。
- (3) 手術室の管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

2 委員会は、2ヶ月に1回開催する。

3 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 別表のほか、委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、麻酔科統括部長をもって充てる。

3 副委員長は、手術室看護師長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、看護部手術室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

委員長	麻酔科統括部長
副委員長	手術室師長
委員	副院長（感染管理担当） 診療局長（外科系） 循環器内科統括部長 外科統括部長 消化器外科統括部長 産科統括部長 耳鼻咽喉科統括部長 泌尿器科統括部長 眼科統括部長 心臓血管外科統括部長 救急科主任医長 整形外科部長 形成外科統括部長 小児外科統括部長 麻酔科部長 麻酔科医師 手術室主任看護師